

平成30年3月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

平成30年3月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 平成30年3月8日（木）午後3時開議
- 2 場 所 市川市役所仮本庁舎第4委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第44号 教育長の兼業について
議案第45号 教育長の兼業について
議案第46号 市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針の策定について
議案第47号 市川市立図書館運営基本計画第二次実施計画の策定について
議案第48号 国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡保存活用計画の策定について
議案第49号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について
 - 5 その他
 - 6 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第44号 教育長の兼業について
議案第45号 教育長の兼業について
議案第46号 市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針の策定について
議案第47号 市川市立図書館運営基本計画第二次実施計画の策定について
議案第48号 国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡保存活用計画の策定について
議案第49号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について
 - 2 その他 (1) 平成29年度（第39回）市川市児童・生徒学習賞表彰式について

(2) 平成29年度教育実践記録論文について (報告)

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	五十嵐	芙美子
委員	平田	信江
委員	平田	史郎
委員	島田	由紀子
委員	大高	究

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下	大海
生涯学習部長	佐野	滋人
生涯学習部次長	伊藤	幸仁
学校教育部長	永田	博彦
学校教育部次長	井上	栄
教育総務課長	板垣	道佳
教育政策課長	根本	泰雄
教育施設課長	湯本	明男
青少年育成課長	野村	良二
社会教育課長	関上	亨
考古博物館長	須藤	治
義務教育課長	小倉	貴志
学校安全安心対策担当室長	石塚	浩
指導課長	吉野	和雅
就学支援課長	六郷	真紀子
保健体育課長	佐藤	伸雄
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	高井	伸明

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	室岡	稔
”	主 任	鈴木	庸代
”	主 任	大島	裕美

○教育長

ただいまから、平成30年3月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案6件、その他2件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田信江委員、大高究委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、五十嵐芙美子委員を指名いたします。五十嵐委員、よろしくお願いいたします。

○五十嵐委員

それでは、早速「議案」に入ります。議案第44号、議案第45号を一括議題といたします。議案第44号「教育長の兼業について」、議案第45号「教育長の兼業について」を議題といたします。なお、本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、田中教育長には一旦退席をお願いしたいと思います。これにて、暫時休憩といたします。

(教育長退席)

○五十嵐委員

それでは、議事を再開いたします。議案第44号、議案第45号の提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第44号と45号につきましては、教育長に対しての原稿執筆依頼に係る兼業許可案件でございますので、一括議題としてご説明いたします。議案第44号につきましては、議案の1ページから2ページをご覧ください。平成30年2月14日付けで全国公立学校教頭会から「学校運営平成30年8月号」の執筆依頼がございました。また、議案第45号につきましては、3ページから8ページをご覧ください。第一法規株式会社から平成30年2月15日付けで、「学校経営の危機管理 トラブル対応と法的解説」の執筆依頼がございました。まず、議案第44号の全国公立学校教頭会からの依頼につきましては、「教育長に聞く」という冊子の中の1コーナーを担当するもので、2ページ分2,000字程度の執筆依頼となっております。原稿料につきましては、1文字6円とのことで、およそ12,000円となります。次に、議案第45号の第一法規株式会社からの依頼につきましては、学校管理職を対象とした書籍で、学校トラブル解決のための解説を事例形式で収録しております。今回、追録する形で3ページ分が依頼されたもので、原稿料は1ページ4,500円となっております。両案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7

項に基づき、教育長の兼業につきまして、教育委員会の許可が必要であることから、ご提案するものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、質疑がないようですので、議案第44号、議案第45号を採決いたします。議案第44号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第45号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、田中教育長に入室していただきます。

(教育長再入室)

○五十嵐委員

ただいま審議が終わり、議案第44号、議案第45号「教育長の兼業について」可決いたしました。次に、議案第46号「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針の策定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長です。議案46号についてご説明させていただきます。平成28年7月、少子化の進展による学校の過度な小規模化がもたらす教育条件への影響に対する懸念を背景として、市川市教育振興審議会に「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針について」諮問を行いました。これに対し審議会から昨年の11月に答申をいただいたことを受け、答申の内容を尊重し、これからの学校の教育条件の維持向上を図るため、小・中学校の適正規模・適正配置に関する方針を定めるものです。方針の全文は、資料の10ページから12ページの「市川市立小中学校の適正規模・適正配置に関する方針(案)」のとおりですが、本日は、要点を説明させていただきます。本市の児童生徒数は、30年前がピークで約5万人、現在は、約3万人です。これは、ピーク時の約3分の2で、今後、さらに減少する見込みです。人口減少や核家族化等により地域コミュニティが希薄化するとともに、学校が抱える課題が複雑化・困難化していく中で、子どもたちに生きる力を育成するためには、地域の教育力の充実を図り、学校と地域が相互に連携・協働し、社会総がかりで、子どもたちの義務教育段階での学びを支えていく仕組みを整え

ることが重要です。このような認識に基づき、児童生徒数の減少に対応し、教育水準の維持向上を図るために、コミュニティ・スクールの取組に代表されるような地域コミュニティによる主体的な関与が不可欠であるとともに、小学校と中学校の学区の一致により義務教育9年間を見通した指導による学びの連続性を図ることを、基本的な考えとしました。これは「人をつなぐ教育」と「未来へつなぐ教育」といった市川市の教育理念から導き出されるものです。今後、児童生徒数の減少に伴い学校が小規模となることを見込まれます。小規模校には、きめ細かな指導が行いやすい等の利点があります。その一方で、学級の枠を超えた習熟度別指導や運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の行事において、一定規模の集団を確保することが困難なため、多様な考えに触れたり、切磋琢磨したりすることができにくい等の教育課題が生じる恐れがあります。適正規模については、学校あたり、12から18を適正な規模としておりますが、これは、クラス替えを可能とするとともに、学級を超えて学習することなどから、小学校では、1学年2から3学級を、中学校では、それに加え、教科担任による学習指導を考慮し、1学年4から6学級を適正としています。そして、教育課題を解消する方策としては、通学区域の見直し、学校統合、義務教育学校の設置を示しています。これらの方策を学校や地域の実情に合わせて検討することとしています。また、適正規模の学校であっても、小学校と中学校の学区の一致を検討していくとともに、指定校変更制度のあり方についても見直しを進めて参ります。本方針は、昨年、見直しを行いました、学校の適切な教室数の指針である「学校施設の有効活用基本方針」と併せて、市川市の教育水準を維持向上していくための基本的な考え方となります。それと同時に、この2つの方針が、今後の学校の建替えに際し、教育環境の整備を進めるための考え方ともなります。市全体の総合管理計画個別計画の策定と合わせ、学校の教育環境の整備と一層の充実に取り組んでいくためのものとなります。説明は以上でございます。ご審議の程お願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何かご質問ございますでしょうか。はい、平田委員。

○平田信江委員

基本的な考え方、方針についてすごくよく分かりました。私がこの指定校変更の件で、問題点を現場からいくつかいただいて、お話を昨年させていただいた点もありました。市川市としては、指定校の変更についてどこを基準にするのか、私自身把握していなかったものですから、今回すごくよく分かりました。指定校について、基本指定校に子どもたちが通うということで、人間関係であるとか、そういったことで指定校にいけないという子が、変更が可能ということですよ。

○教育政策課長

そのような場合ありえることだと考えております。

○平田信江委員

分かりました。今保護者の中で、指定校変更が結構安易な理由でできるということが浸透してしまっているかなと思うのですが、その辺を今後変えていかなければいけないと思うのですが、何かいい策はありますか。

○義務教育課長

義務教育課長です。基本的な考え方につきましては、指定校に通います。そして、場合によっては変更を受け付けるということなのですが、実状としては、線引きがなかなか難しいところがあります。明確な基準というものはあるのですが、それを示しても、保護者の方は様々理由をおっしゃいますので、制限することが難しくなっている現状があります。方針としては、今後の受付の対応の中で、基本的には指定校に通うということをアウンスしていきたいと思っております。それが段々と広がっていくことを期待しています。実際、今年窓口で少し厳しくしたところ、少しずつ指定校変更の数は減ってきておりますので、徐々に効果があると考えております。

○平田信江委員

ありがとうございます。今年大変だったかなと思います。ひとつご提案なのですが、例えば、特色ある学校づくりを市川市では進めてらっしゃると思うのですが、読書に関して力を入れている学校とか、理科、地域防災に力を入れているとか、そんな特色のある学校に我が子を行かせたいとか、そういった要望を言うてくる親御さんもいるかなとは思いますが、そこは変更理由にはならないとは思いますが、そういうところの対応について、例えば、学校運営協議会を通してもう少しアピールしていても良いのかなという気がします。例えば、自分の子はとても本が好きだから、読書を推奨しているそういう学校に行かせたいという親御さんが、お子さんに対して、例えばその本来である指定校に行って、その学校で、読書に関して、自分たちも学校を作っていく立場というか、他の学校の良いところを自分の学区内の学校に取り入れていけるような、何か親御さんも学校も協力して理想の学校を作っていくような、それこそコミュニティ・スクールとかを活用していただければいいのかなと思いましたが、ちょっと大変かと思いますが、よろしく願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。その他何か。はい、平田委員。

○平田史郎委員

確認なのですが、11ページ中段です。(適正配置について) ということですが、「実施時期は、規模を原因とした課題の影響が顕著になると考えられる、小学校で6学級、中学校で9学級以下に学校がなるまでにとします」と

いうことは、時期的なものはもちろんそうですが、6学級、9学級になるまでに何とか他の手を打つという理解でよろしいでしょうか。

○教育政策課長

教育政策課長です。今、平田委員からご質問のあったとおりの考え方が基本となっております。

○平田史郎委員

分かりました。

○五十嵐委員

その他ございますか。はい、平田委員。

○平田信江委員

11ページの（適正配置について）の下の方で、「施設整備が必要となる方策は」というところで、施設整備が必要となる方策というのは、例えばどのようなことでしょうか。

○教育政策課長

教育政策課長です。例えば、通学区域の見直しにしても、仮に学校統合にしても、義務教育学校化にしても、施設を建て替え等によって変更しなければならないという可能性は、受け皿としてあるものと思っております。そういう点での表現とお考えいただければと思います。

○平田信江委員

分かりました。ありがとうございます。

○五十嵐委員

その他よろしいでしょうか。はい、平田委員。

○平田史郎委員

学校の統合についてなのですけれども、私も学校をやっていて、これからICTですとか施設設備のイニシャルコストやランニングコストが今と比べ物にならないほど上がっていくのですよね。そうなってきた時に、統合を含めて、抜本的な対策をしていかなければいけないと思います。しかしながら、統廃合ということになりますと、情緒的な問題が絡んできますので、充分になぜこれが必要かというのを、周知をした上で進めていきませんと、なかなか素直に首を縦に振ってくれる方ばかりではないと思います。やはり根回しというか、周知、周知でこういう市の財政状況なのだ、こういう状況で、これからこうだと、だから統廃合もやむなしであるというようなことを長い時間かけていきませんと、なかなかそう簡単ではないと思います。

○教育政策課長

教育政策課長です。今のご指摘とアドバイスについては受け止めさせていただきます。10ページの一番下の部分ですけれども、（方針の実現を図るにあたって）ということで、この点を大切にしていこうと考えております。

○五十嵐委員

それではよろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第46号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、議案第47号「市川市立図書館運営基本計画第二次実施計画の策定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○生涯学習部次長

はい、生涯学習部次長でございます。議案の18ページをお開きください。それでは、議案第47号「図書館運営基本計画第二次実施計画の策定について」、ご説明させていただきます。まず、別冊資料の1-1をお出してください。この計画は、本市図書館のあるべき姿を示すものとして、平成27年度に策定をさせていただきました。7ページをお開きいただけますでしょうか。計画策定の背景につきましては、平成27年度当時にご説明させていただいたと思いますので、計画の中身の概要だけご説明させていただきます。この計画は、3つの柱、7つの「施策の方向」、21の具体的な施策ということで、組み立てをしております。この3つの柱に基づいてそれぞれの具体的な施策を打ち出しているということでございます。13ページをお願いいたします。こちらが基本計画に基づきまして平成27年度当時に策定させていただきました実施計画編というものでございます。一番上でございますように、平成27年度から29年度の三年間において、具体的な施策のもとに事業と指標を掲げ、各事業の実施状況と結果、指標の達成度、及び市民の満足度から、総合的に評価を行い毎年度公表してございます。この実施計画が平成29年度で終了いたしますので、新たに平成30年度から32年度までの次の三年間を第二次の実施計画期間として定め、実施計画の事業および指標の一部見直しを行い策定するものでございます。その原文が議案の19ページからあるものでございます。別冊資料の1-2をご用意ください。新旧対照表になっているものでございます。主な変更点をいくつかご説明させていただきます。まず1ページの矢印の部分をご覧ください。具体的な施策②「障害者向け資料の充実」についてでございますが、これは「障害者計画」の改訂から数値目標がなくなることに準じて、数値目標を削除し、“障害の特性に応じた資料の収集と目標の整備”という文言に改めさせていただきました。その下の具体的な施策③「効果的な蔵書管理」について、今後、市内の全図書館がICタグを貼る準備を整えております。年度毎の達成目標を表形式にさせていただきました。2ページ目をお願いいたします。中段の矢印でございます。図書館利用登録者の拡大の数値目標の表を、「生涯学習機会の拡充」の施策のもとに移動させるとともに、市内の北部地域の

図書館サービスの充実の文言を追加させていただきました。また、そのほかの細かな文言整理については、下線で示しておりますので、ご覧いただきたいと思います。その他につきましては、前期同様の目標として進めて参ります。説明は以上でございます。よろしくご審議いただけますようお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。はい、平田委員。

○平田信江委員

市川の図書館は素晴らしいと私も利用者の一人として感じております。平成27年度から平成29年度の実施計画を進めてきた中で、利用者の中から、例えば、もっとこうしてほしいとか、ああしてほしいとかそういった要望はあったのでしょうか。もしあったとしたら、それに対しての何か対策はありますでしょうか。

○生涯学習部次長

生涯学習部次長です。毎年、来館者アンケートを行い、利用の満足度を調査しております。その中で自由意見も多数いただいております。図書館に対する要望から市民の期待度が推し量れるものと考えております。具体的には、本を増やして充実させてほしいといった資料に関する要望が多く、また休館日を減らして、開館日数を増やしてほしいといった運営に関する要望等があります。

○平田信江委員

分かりました。ありがとうございます。市民の方の関心があるというところなのですね。

○五十嵐委員

先程、別冊1-2で大野・西部公民館図書室を拠点とした、各種図書館サービスの準備と拡大、北部地域の図書館サービスの充実、現状はどのくらい。大野と西部公民館の図書室の充実はどんなものですか。

○生涯学習部次長

生涯学習部次長です。市北部には、図書館法に基づく図書館はございませんので、公民館図書室等の関連する施設を活用することで図書館サービスを補ってきました。今後は、大野公民館図書室を北東部、西部公民館図書室を北西部の拠点として明確にし、蔵書についても図書館と同じ管理方法をとることで、本の貸出、予約といった基本的なサービスで利用を伸ばし、さらに本の検索や資料相談といった調査的な機能も充実させていく予定です。

○五十嵐委員

その充実をさらに図りたいと。中心部が主になっていますから、あるといいですよね。よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

市川の図書館は大変素晴らしいと思います。現実問題として、利用する方が限られている方々になってしまっているような気がします。ですから、広報等で新しい図書館の仕組み等を読まない人は読まないで、その辺は難しいと思いますが、図書館は、こういう借り方もできますよ、こういう返し方もできるのですよというような広報をした方がよろしいのかなと思うと同時に、お尋ねなのですけれども、公立の小中学校で図書館の利用の仕方というのは教育と連携をしてやっているのでしょうか。もし実際図書館に行って、使い方等を子どものうちからお話しておけば、その底辺が広がるように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○教育センター所長

教育センター所長です。先ほどの質問ですが、市川市では、ネットワーク便を利用して、年間70回、各学校及び幼稚園、中央図書館をネットワーク便で結んでおりまして、例えばこの本が欲しいということになりましたら、全ての学校に投げかけて、ある期間貸し出しができるようなシステムになっております。他の市や県から比べると大変進んでおります。また、学校司書を全学校に配置しておりまして、ネットワーク便利用に関しても学校司書が動いて、沢山の本が集まり、市川市内の各学校及び幼稚園、中央図書館も含めて、全てがひとつの大きな図書館ということで運営させていただいております。以上です。

○平田史郎委員

それもそうなのですが、学校で本が借りられるというだけではなく、実際に図書館に行ってどのように利用するかという体験をしておきますと、卒業した後も、読みたい本があるときに、図書館利用の敷居が下がるのかなという気がしていたものですから。

○五十嵐委員

その他ございますか。はい、島田委員。

○島田委員

図書館なのですけれども、運営について、民間委託されているのかということと、今後民間委託を、されていると思うのですけれども、どういう方向で考えているのかということと、そのメリットがあれば教えてください。

○生涯学習部次長

生涯学習部次長です。市川駅南口図書館については、指定管理者による運営となっております。メリットとしては、民間事業者の持つ独自のノウハウを活かした事業提案がなされており、図書館の立地条件や利用の実情に応じた自由度の高い運営が期待できるところです。

○五十嵐委員

その他ございますか。はい、大高委員。

○大高委員

図書館は基本アナログで紙ベースなので、我々の時代はそれが一番でした。私もITの方には弱いのですが、今、電子辞書やスマホで本や漫画を読むような時代ですが、その辺のIT化に関しては、図書館は影響を受けていくのでしょうか。そういう準備が必要とか。

○生涯学習部次長

生涯学習部次長です。来年度、図書館システムの更新をする予算を計上しており、IT化に即した対応も盛り込んでおります。例えば、著作権保護期間の切れた資料を電子化して記録保存を行うといったデジタルアーカイブ機能等です。ご質問のように、今後も電子書籍など、図書館もIT化の影響を少なからず受けざるを得ず、その対応も考慮していく必要があります。

○五十嵐委員

その他何かよろしいでしょうか。それでは、他に質疑がないようですので、議案第47号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。続いて、議案第48号「国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡保存活用計画の策定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○考古博物館長

はい、考古博物館長です。議案第48号「国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡保存活用計画の策定について」ご説明いたします。資料23ページ、24ページ及び別冊2をご覧ください。国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡を確実に保護し、後世に伝えるため、市川市が主体となって文化庁のガイドラインに基づき保存活用計画を策定する必要があります。これに伴いまして、平成28年度、29年度の2ヵ年で専門家による検討委員会および庁内関連部署による検討会議により内容を検討し原案を策定いたしました。内容の概要につきましては、1月に簡単にご説明させていただいておりますが、今回、会議を重ねた結果最終的な案というかたちで別冊2のとおりにまとまりましたので、ご説明をさせていただきます。別冊2はページ数が膨大でございますが、事前にご覧いただいていると思いますが、概要につきまして、会議資料24ページをご覧ください。保存活用計画では、まず、史跡の保存・活用を挙げ、外環自動車道路建設に伴い発見され、追加指定された北下瓦窯跡の公有地化と保存整備が早急に必要であること、史跡下総国分寺跡に隣接する史跡下総国分寺跡、国府台に存在したと想定されている下総国府など、大和朝廷時代の下総国の権力の中核であった事を史跡の重要な特徴として、市民や周辺の方々へ広く知っていただくよう周知すること、さらに縄文時代

から平安時代の遺跡や周辺の関連する史跡、博物館など、市川市には教育的文化的資産が沢山ございますので、それを有機的につなげて人の営みの歴史を伝えていくことを目指しております。次に、保存活用計画では、史跡内での現状変更許可申請にかかる手続きを円滑に進められるよう、史跡の内容を区分して、市、国の許可について、明文化を図りました。また、史跡活用を図る将来の史跡整備については、短期、中期、長期の段階的に整備計画を別に定め、国の補助金などを活用しながら推進するものとしております。保存活用計画を今回策定いたしますが、これが史跡の保存活用のゴールではなく、今後の取り組みとして、5つある国指定史跡や県指定史跡、さらには縄文時代から連綿と続く多数の遺跡など、市川市ならではの文化資産を文化財、博物館、学校教育などの教育や学習資源、さらには地域の資産として活用していくスタートであるととらえているところです。説明は以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。別冊が教科書みたいで、読み入りました。

○平田史郎委員

市川の誇るべき史跡なのですからけれども、外環も通りましたし、もう少し観光資源にしてもいいのではと思いますね。1回は行かないといけない場所ですよ。少し奥になってしまいますが。

○考古博物館長

補足でございます。ただ今いただきましたご助言のとおり、専門家の会議におきましても、大変貴重な史跡であるにも関わらず、市川市民にもあまりよく知られていないというところは、今回改めて専門家の皆様も指摘をされております。保存活用計画の前半部分につきましては、ほぼ学術書に近いような内容で網羅をされております。この部分につきましては、保存活用計画の活用の部分で、簡単なリーフレットやパンフレット等も作成して、広く周知をしていったらどうかというようなことや、近くに道の駅が開設されるので、そういうところも踏まえた周遊ルートや散策ルート等の設定等の周知も進めたらいかかかというご意見も頂戴し、その部分についても、今回活用の計画の中に盛り込んでおります。これがまさにスタートとなるように、皆様の注目をいただいて、地域の資源となって、外環道路が開通いたしますので、より町の活気も出てくるということで、史跡が集中しているという場所だということを再度認識していただけるように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○五十嵐委員

その他よろしいでしょうか。はい、平田委員。

○平田信江委員

学校教育の中で、こういった史跡について子どもたちが学ぶ機会というのはどこかの学年でありますか。

○考古博物館長

考古博物館長です。小学校6年生の歴史の授業の中で、通史的に縄文時代からずっと扱っていくというところで、大和朝廷の時代という扱いはございますけれども、地域の遺跡がどの時代のどういうものかという詳しい学習はなかなかされていないところです。副読本を今教育センター等が中心に作っていただいておりますけれども、その中で紹介していただくとともに、下総国分寺につきましては、周辺の学校に、出前展示や出前講座をさせていただいたりということもしております。今後もそういうかたちで市民向けの講座等も開設をしていければと考えております。

○平田信江委員

分かりました。ありがとうございます。ぜひ、市川に住んでいる子どもたちが、自分たちの住んでいる町にこういった素晴らしい場所があるというのを、学校主体で教えていってもいいのかなと思いました。北方小学校では、毎年ではないのですが、春の遠足で姥山貝塚に子どもたちは行ったりします。そうすると、広い場所で子どもたちは伸び伸びと遊んで、お弁当を食べて良い時間を過ごすのですけれども、いったいそこがどういった場所なのかというのは、恐らく伝わっていないのだろうなというところがあります。その年によっては、競馬場にいつてしまったりもするのですけれども、非常にもったいないなと思います。学校主体でこういったところを子どもたちに伝えていく。すぐには分からなくても、大人になった時に、そういえば市川で行ったな、学校でよくあそこで遊んだなと、そこはすごく歴史のある場所だったなというのが、根付いていくようにできると良いなと思いました。よろしくお願いします。

○五十嵐委員

ありがとうございます。周遊ルートが何コースもあったので、率先して周れば良いと思います。その他よろしいでしょうか。それでは、他に質疑がないようですので、議案第48号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、議案第49号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○学校安全安心対策担当室長

はい、学校安全安心対策担当室長です。議案第49号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正」についてご説明させていただきます。資料は、25ページから27ページまでとなります。改正点は総合的な学習の届け出を削除すること。もう1点は、学校備え付け表簿の保存期間の変更でございます。提案理由でございますが、お手元の資料27ページの新旧対照表をご覧ください。現行、第11条の2「総合的な学習に係る届出」につきましても、総合的な学習の時間が導入され、本市が独自に規定していたものでございます。今般、総合的な学習の時間が定着したことを踏まえ、学校以外の施設の見学をする場合等の際には、他の教育活動と同様に、第12条に規定されている「特別活動等に係る届出」に併合して行うこととするため、従来の「総合的な学習に係る届出」に関する規定を削るものでございます。もう1点は、千葉県が作成している管理規則のモデル規則が改正されたことを踏まえ、学校備え付け表簿等の保存期間の見直しを行うことが必要となったものでございます。お手元の新旧対照表の第47条の表簿をご覧ください。学校沿革誌と卒業証書授与台帳が永年となっておりますが、保存期間を30年に改めるものでございます。この2点につきましても、市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の改正をするものでございます。説明は以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。はい、平田委員。

○平田史郎委員

卒業生の台帳ですとか、こういったものというのは、PDF化をしてどこか別にとっておくという決まりは特になのでしょうか。

○学校安全安心対策担当室長

こちらにつきましては、平成26年3月31日付けで、千葉県行政文書管理規則等の関係規程の改正によりまして、行政文書につきましては、保存期間の長期を廃止しまして、最長30年ということに定められました。これに合わせましての改正でございます。PDF等についての保存については現在のところ考えてはいないところです。以上でございます。

○平田史郎委員

実はですね、私のところは高等学校があるもので、リタイアしてからもう一度どこかへいきたいということで、昔の証明書を欲しいという方がいて色々苦勞するので、うちは、PDFにして保存をして、いつでも出せるようにというかたちにしております。その確認でした。ご苦勞様でした。

○五十嵐委員

30年の根拠はあるのですか。

○学校安全安心対策担当室長

今申し上げましたように、千葉県行政文書管理規則が改正されて、県では30年を過ぎた時点で、歴史公文書にあたるかどうかということ審査した上で、必要があれば文書館に移管する制度になっているようです。卒業証書授与台帳につきましては、個人情報に関わるものですので、こちらは廃棄の方が望ましいかと思えます。学校沿革史の開校当時の様子などについては、場合によっては歴史的価値もあるのかなと感じるところもありますので、それについては、検討させていただきたいと思えます。

○五十嵐委員

ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。それでは、他に質疑がないようですので、議案第49号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、「その他」に入ります。「(1)平成29年度(第39回)市川市児童・生徒学習賞表彰式について」の説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長です。資料の別冊3をご覧ください。本学習賞は、学習及び文化・スポーツ分野において全国・関東・全県規模の行事に参加し、最優秀またはそれに準ずる成績をおさめた児童・生徒を表彰するものです。表彰対象は、市内国公立の小・中学校・義務教育学校・特別支援学校及び、私立の小・中学校に在籍している児童・生徒となっております。学習賞として表彰をすることで、受賞者等の意識の高揚が図られるとともに本市の教育活動の振興に寄与しております。今年度の表彰件数は昨年度の59件から1件増え、過去最高となる60件を予定しております。表彰式は、3月22日(木)全日警ホールにおきまして、15時より開催の予定でございます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。次に「(2)平成29年度教育実践記録論文について(報告)」の説明をお願いいたします。

○教育センター所長

はい、教育センター所長です。議事日程28ページ、その他(2)教育センターをご覧ください。平成29年度も「教育実践記録論文募集事業」を実施いたしましたところ、一般部門に7編、経験5年以下のフレッシュ部門に5編、合計12編の応募がございました。本年度は、教科ばかりではなく、生徒指導、特別支援教育、国際理解教育、学校図書館活用、道徳等、様々な領域からの論文がございました。審査員の方々に厳正なご審議をいただいた結果、一覧のとおり審査結果となりました。また、2月2日には、生涯学習センター3階研

修室において表彰式及び優秀な論文の発表会を実施いたしましたことから、報告するものです。昨年同様、各論文を教職員向けデータベースに掲載し、活用を推進してまいります。以上でございます。

○五十嵐委員

島田委員、審査委員として何か一言ございますか。

○島田委員

評価教育だけではなく、学校全般として先生方一人ひとりが広げていこうというような内容の研究ばかりで、大変私も勉強になりました。ありがとうございました。

○五十嵐委員

ありがとうございます。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

これをもちまして、平成30年3月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時53分閉会)